

★ 広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日  
を定める規則（規則第八十四号）（港湾振興課）

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（令和三年広島県  
条例第二十一号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年十月二十五日と  
することとした。